

## 令和4年度第7回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年10月5日（水）14時00分～14時25分
2. 開催場所 市役所5階 会議室
3. 議案  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 2件  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 3件  
議案第3号 農用地利用集積計画について 所有権移転 2件
4. 報告  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 4件  
報告第2号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告について 8件
5. 出席委員 15名  
会長：12番池田繁雄、1番大木宏之、2番秋山美徳、3番岩柳美智夫、  
4番細谷修、5番斉藤ひろ子、6番川野英一、7番農宮弘子、  
8番板倉善紀、9番篠崎輝武、10番戸田敏一、11番吉井亨、  
13番市原勉、14番平山光子、15番日暮俊雄
6. 欠席委員 なし
7. 事務局 羽生田事務局長、小川主査
8. 議事録

議長 委員15名中、15名出席しておりますので、総会は成立しております。  
定足数に達しておりますので、これより令和4年度第7回農業委員会定例総会を開会  
いたします。それでは議事に入ります。

初めに、議事録署名人の指名であります。本日は、2番秋山委員と3番岩柳委員  
を指名します。両委員、宜しくお願いいたします。

また、本日の会議書記には事務局の小川主査を指名します。

なお、発言につきましては、議長の指名後にお願いいたします。審議の過程を詳細  
に議事録に記録しなければなりませんので、議事の進行にご協力をお願いいたしま  
す。

また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言はご  
遠慮いただくようお願いいたします。

それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、本日の議案についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願い  
いたします。本日の議案は、3議案でございます。議案第1号、農地法第3条の規定に

よる許可申請の承認については、2件でございます。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認については、3件でございます。議案第3号、農用地利用集積計画については、所有権移転が2件となります。

農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和4年9月28日午前9時より、2班の岩柳委員、川野委員、農宮委員、吉井委員、日暮委員にご出席いただき、実施いたしました。以上、ご報告申し上げます。

議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。申請番号1について、岩柳委員より意見発表をお願いいたします。

3番 番号1について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移の申請です。申請地は、極楽寺字箕ノ輪の畑、合計1,556平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は高齢により農業経営を縮小したいため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画は、野菜の作付けを予定しています。9月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議長 次に、申請番号2につきまして、農宮委員より意見発表をお願いします。

7番 番号2について説明いたします。申請地は、押堀字下沼の田、現況畑49平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は高齢のため耕作できないため、譲受人は申請地を譲受けることにより形が整って耕作しやすくなるためです。営農計画においては、野菜の作付けを予定しています。9月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類もすべて整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の4ページをお願いいたします。

申請番号1は、売買に伴う所有権移転の申請です。場所は、旧源幼稚園の北、約900メートルに位置しています。譲渡人は高齢により農業経営を縮小したいため、農業経営拡大をする譲受人に売却することになったものです。3条許可基準への適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

申請番号2は、農地の売買に伴う所有権移転の申請です。場所は、九十九里有料道路押堀インターチェンジの南西、約800メートルに位置しています。所有権移転の理由は、譲渡人は高齢により耕作できないため、また、譲受人は申請地を譲り受けることにより農地の地形が整って耕作しやすくなるためです。3条許可基準への適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

補足説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号1につきまして、日暮委員より意見発表をお願いいたします。

15番 番号1について説明いたします。本件は、農地法第5条の規定による賃借権設定を伴う一時転用の申請です。申請地は、福俵字鍋田の田、現況は畑2筆、332.78平方メートルの農地です。一時転用の目的は、歩道整備工事の資材置場です。造成は、一時転用に伴い整地のみです。排水については、雨水のみで自然浸透です。9月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請に必要な書類もすべて整っており、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号2及び3につきまして、吉井委員より意見発表をお願いいたします。

11番 番号2及び3については関連しておりますので、一括して説明いたします。本件は、農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、押堀字下沼、田2筆、現況は畑です。それと、畑1筆、合計569.99平方メートルの農地です。転用の目的は、専用住宅2棟の建築です。転用に伴い山砂での土盛りを行う予定です。隣接農地への被害防除対策については、土砂流出防止のため、ブロックの土留めを設置することです。排水については、雨水は新設する側溝へ、汚水は集落排水に接続する計画です。申請に必要な書類もすべて整っておりますので、許可相当と判断します。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の5ページをお願いいたします。

申請番号1は、賃借権の設定を伴う一時転用の申請です。場所は、福俵駅の南東、

約1キロメートルに位置しています。転用の目的は、譲受人が請け負った市道の歩道整備工事の資材置場としての使用です。立地基準につきましては、申請地は、農用地区域内にある農地ですが、仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業で、事業目標達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められることから、例外的に許可し得る農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

申請番号2及び3は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、九十九里有料道路押堀インターチェンジの南西、約800メートルに位置しています。転用の目的は、建売分譲住宅2棟用地です。立地基準につきましては、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地に含まれ、かつ土地改良事業施行区域内の農地であることから、第1種農地に該当すると判断されますが、集落に接続して設置される住宅の用に供されると認められることから、第1種農地の例外許可事由に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

補足説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第3号、農用地利用集積計画について審議に入ります。農政課より説明願います。

農政課 議案第3号、農用地利用集積計画についてご説明申し上げます。別冊の「令和4年第10次農用地利用集積計画(案)」をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「令和4年第10次農用地利用集積計画」についてお諮りします。内容は、所有権の移転、2件、面積合計1,707平方メートルです。売買について、1ページのとおりです。2ページから3ページが提出された農用地利用集積計画各筆明細書、4ページが所有権の移転を受けた者の農業経営の状況です。1番、2番ともに耕作者の規模拡大のため売買することとなりました。1番の買い手については砂古瀬の農業者です。2番の買い手については北幸谷の認定農業者です。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数、経営意欲、青壮年の後継者など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当すると判断しました。

利用集積計画による案件は以上となります。ご審議の程宜しくお願いいたします。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。  
議案第3号、農用地利用集積計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。

議 長 次に、報告第1号から第2号について、事務局から説明願います。

事務局 議案書の7ページから8ページをお願いします。  
報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。8月26日から9月25日までに受付した案件は4件です。いずれも賃借権を双方合意にて解約したものです。

議案書の9ページから10ページをお願いします。

報告第2号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告について」です。8件の照会があり、現地調査を9月9日に実施いたしました。現地調査の結果、いずれも農地への復元が困難な状況であると判断し、「非農地」で回答したものでございます。

報告事項については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 無ければ、以上で、本定例総会に提出された案件はすべて終了しました。これをもって、閉会といたします。ご苦労様でした

令和4年10月5日